

## 令和元年5月・管理情報公開シート（安定型処分場）

施設名：株式会社大成産業安定型最終処分場

会社名：株式会社大成産業

### ①埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量（規則第12条の7の3第1項第6号イ）

|                       |        |   |
|-----------------------|--------|---|
| がれき類                  | 119.99 | t |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | 83.50  | t |
| 廃プラスチック類              | 35.10  | t |
| 金属くず                  | 3.86   | t |
| ゴムくず                  |        | t |
| 上記のうち石綿含有産業廃棄物        | 0.00   | t |

②擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。（同規則第7号ロ：最終処分基準省令第1条第2項第7号（準用））

|   |            |
|---|------------|
| 当該点検を行った年月日                                       | 別紙、施設関連点検表 |
| 当該点検の結果   | 同上         |
| 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容 | 該当なし       |

③残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。（同規則第7号ハ：最終処分基準省令第1条第2項第19号（準用））

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 当該測定を行った年月日 | 30年 6月 8日            |
| 当該測定の結果     | 63,605m <sup>3</sup> |

④産業廃棄物を埋立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋立てないこと。（同規則第7号ニ：最終処分基準省令第2条第2項第2号ロ）

|  |      |
|--|------|
| 当該検査の各月ごとの実施回数                         | 101回 |
| 当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日 | なし   |

⑤浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された地下水の水質検査及び採取設備により採取された浸透水の水質検査に関する次に掲げる事項（同規則第7号ホ：最終処分基準省令第2条第2項第2号ハ）

|              |                      |  |
|--------------|----------------------|--|
| 「地下水」<br>年一回 | 当該水質検査に係る地下水を採取した場所  |  |
|              | 当該水質検査に係る地下水を採取した年月日 |  |
|              | 当該水質検査の結果の得られた年月日    |  |
|              | 当該水質検査の結果            |  |

|             |                      |          |
|-------------|----------------------|----------|
| 「浸透水」<br>毎月 | 当該水質検査に係る浸透水を採取した場所  | 別紙水質検査記録 |
|             | 当該水質検査に係る浸透水を採取した年月日 | 同上       |
|             | 当該水質検査の結果の得られた年月日    | 同上       |
|             | 当該水質検査の結果            | 同上       |

⑥地下水等検査項目掲げる項目に係る水質検査の結果、基準に適合していないとき、及びBOD又はCODに係る水質検査の結果、BODが1リットルにつき20ミリグラムを超えているとき、又はCODが1リットルにつき40ミリグラムを超えているときは、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（同規則第7号ヘ：最終処分基準省令第2条第2項第2号ヘ）

|             |      |
|-------------|------|
| 当該措置を講じた年月日 | 該当なし |
| 当該措置の結果     | 該当なし |